

令和元年12月1日

岡山県立西大寺高等学校 保護者の皆様へ

不祥事防止のための校内ルールの改定について

本校では岡山県の指針に従い、生徒への対応・指導等につきまして、校内ルールを定めているところですが、この度、一部のルール（下記2）を追加しました。ご不明な点やご質問等がありましたら、副校长または教頭（086-942-4150）へご連絡をお願いいたします。

1 生徒との携帯電話での連絡について

県の通知どおり、原則禁止とする。部活動等で必要な場合は、次の手順により行うものとする。

- 連絡は携帯電話等による通話又は電子メールで行うものとする。SNS・ライン等は使用しない。
- 連絡をとる生徒は必要最低限とする。
- 連絡をとる生徒及び保護者の許可を事前に得て、生徒名・目的・日時等を教頭へ届け出る。
- 緊急時等にやむを得ず事前の届出なしで使用した教員は、事後すみやかに教頭及び保護者へ報告する。
- 携帯電話・電子メールで生徒と連絡をとる（とった）教員は、「携帯電話・電子メールによる生徒との連絡記録」簿に記載する。

2 教職員のスマートフォン等の校内での取扱いについて

授業での活用や緊急の連絡が必要な場合等を除き、原則として持ち歩かない。

3 個人指導（面談を含む）の形態・場所等について

- 1対1での生徒の指導（性別問わず）は密室状態で行わないことを原則とする。
- 室内では机を挟んで座るなど、生徒との距離をおく。
- あらかじめ指導時間を設定するなど長時間の個人指導は行わないようとする。

○ やむを得ず1対1の指導を密室状態で行う必要がある場合

- あらかじめ対象生徒名・目的・日時・場所等を学年主任に届け出る。
- 指導後すみやかに指導概要等を学年主任に報告する。

4 自家用車の公務使用に係る生徒の同乗に関することについて

(1) 生徒を同乗させて出張することができるるのは次の場合とする。

- 災害の発生等による急病人の救護
- 学校管理下において行われる校外の教育活動に参加する生徒を引率する場合において、公共交通機関がない、運行便数が少ない等により、指導上適切な対応ができない場合（引率する当該職員が運転する場合に限る。）

(2) 同乗させる場合は、保護者からの「同意書」を一週間前までに提出していただく。

(3) 次の場合は生徒を同乗させることができない。

- 任意保険の一定条件（搭乗者保険等）を満たさない場合
- 運転が深夜に及ぶことが予測される場合
- 保護者が同意していない場合
- その他校長が適当でないと認める場合

5 取組の振り返りについて

学期に1回程度、機会を設け、校内ルールを再確認する。